

鳥取県告示第752号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年12月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年11月9日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成24年10月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人共生会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

石田 博巳

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市皆生温泉四丁目12-12

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がいのある方に、働く場所や日中を過ごす場を提供すること等に関する事業を行い、併せてそれらの事業に地域資源を活用することにより、地域に根ざした活動を行い、地域の活性化及び障がいのある方の自立、福祉の向上に寄与する事を目的とする。